巡回公演事業とは

文化庁が選定した文化芸術団体が、学校の体育館や文化施設でオーケストラ、演劇等の巡回公演を行います。

本公演前に文化芸術団体が実施校へ赴き、鑑賞指導や実技指導を行うワークショップでは、公寓の鑑賞や児童・生徒との共演をより効果的なものとすることができます。

普段授業などで使っている体育館が、工夫次第で素晴らしい舞台へと変す

公演プログラムを 確認したい方はこちら →ブロックごとに掲載して おります。所属ブロック箇 所よりご確認ください。

●令和4年度

- 公演内容・制作団体ホームページ・プログラム一覧
- 制作団体の方へ
 - ①事業実施前に確認・提出が必要な資料
 - ②実施終了後に提出する書類
 - ③日程変更・中止する場合
 - ※令和4年度の募集内容については、下記「令和3年度」を御確認ください。
- 学校関係者の方へ
 - ①事業実施前に確認・提出が必要な資料
 - ②実施終了後に必ず提出する書類
 - ③日程変更・中止する場合に提出が必要な書類
 - ※令和4年度の募集内容については、下記「令和3年度」を御確認ください。

手引きや様式を 確認したい方はこちら →33ページ下部へ

令和4年度 学校関係者の方へ





memo

⑦ 「文化芸術による子供育成推進事業」実施要綱

「文化芸術による子供育成推進事業」実施要綱

平成26年4月 1日 文化庁長官決定 平成31年1月31日 文化庁長官改定 令和 4年2月17日 文化庁長官決定

1 趣 旨

小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげる。

2 事業の内容

(1)巡回公演事業

ア 実施内容

小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)又は特別支援学校(小学部、中学部)において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を実施する。その際、事前に公演に関するワークショップを行い、児童・生徒を実演に参加させるとともに、 実演指導又は鑑賞指導を行う(複数が合同で実施する場合を含む。)。

イ 公演演目

合唱、オーケストラ、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、バレエ、現代舞踊、 歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸、メディア芸術等の実演芸術等

ウ演目

芸術性の高い評価の定まったものを中心とし、かつ児童・生徒の鑑賞に適した内容のもの

工 公演団体

公演種目及び演目の実施に関し、相応の実績を有する文化芸術団体

(2) 芸術家派遣事業

ア 学校公募型

(ア) 実施内容

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(以下「小学校・中学校等」という。)に個人又は少人数の芸術家を派遣し、当該分野における講話、実技披露、実技指導等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メデ